南阿蘇村学校給食センター調理・運搬等業務委託

条件付公募型プロポーザル実施要領

令和８年１１月

南阿蘇村教育委員会

１ 趣旨

本要領は、南阿蘇村が管理運営する学校給食センターにおける調理・運搬等業務について、安全・安心で質の高い学校給食の提供を継続するとともに、効率的かつ安定的な運営を図るため、豊富な知識及び実績を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

２ 業務概要

（１）業務名：南阿蘇村学校給食センター調理・運搬等業務委託

（２） 対象施設概要

① 白水校給食センター

項　目	内　容
施設名称	白水学校給食センター
所在地	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田１４８８－２
建物構造	鉄筋コンクリート造２階建
延べ床面積	５１６㎡
実施方式	共同調理場方式
配食数	約４５０食／日
配送校数	３校
配送業務	あり　配送車２台　村からの貸与

② 南阿蘇中学校給食センター

項　目	内　容
施設名称	南阿蘇中学校給食センター
所在地	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽３５６６－４
建物構造	鉄骨造１階建
延べ床面積	３４４㎡
実施方式	単独調理場方式
配食数	約２６０食／日
配送校数	なし（校内配食）
配送業務	なし

③ 全体概要

項　目	内　容
対象施設数	２施設
総配食数	約７１０食／日
配送校数	３校
調理方式	ドライシステム（施設仕様による）
年間給食実施日数	約２００日
献立作成	南阿蘇村教育委員会
食材調達	南阿蘇村教育委員会

※配食数は変動する場合がある。

（３）委託業務の概要

受託者は、次に掲げる業務を行うものとする。

① 給食用米飯及び副食の調理
② 給食用米飯及び副食の運搬
③ 食器食缶類の整備・洗浄・消毒・保管
④ 調理用設備及び器具等の整備・洗浄・消毒・保管
⑤ ボイラー設備等の維持管理
⑥ 配送車の日常点検
⑦ 残菜及び廃棄物の処理
⑧ 給食センター施設の清掃管理（事務室内を除く）
⑨ その他にこれらに付随する一切の業務

詳細は「南阿蘇村学校給食センター調理・運搬等業務委託仕様書（案）」のとおりとする。

（４）選考方式　公募型プロポーザル方式

（５）契約履行期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

※契約締結の日から令和９年３月３１日までは業務履行の準備期間とし、当該期間中に生じた経費は受託者の負担とする。

（６）契約の種類　債務負担行為に基づく複数年契約（長期継続契約）

※本案件は、令和９年度予算の成立を前提とした手続きであり、予算が議決されなかった場合は、本件調達手続について停止、中止又は内容の変更を行うことがあります。なお、この場合において、本調達に要した費用については、発注者は一切の責めを負いません。

（７）委託料の提案上限額

① 総　　額　２８１，９４０千円（消費税及び地方消費税を含む）
② 年度別内訳　令和　９年度　５６，３８８千円
　　令和１０年度　５６，３８８千円
　　令和１１年度　５６，３８８千円

令和１２年度　５６，３８８千円

令和１３年度　５６，３８８千円

※この金額は、契約予定金額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとする。

３ 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

② 国税及び県税、市町村税の滞納がないこと。

③ 公告日現在において指名停止措置を受けていないこと。

④ 食品衛生法その他関係法令を遵守していること。

⑤ 過去５年間に学校給食調理業務又はこれに類する集団給食業務の受託実績を有すること。

⑥ 十分な人員配置及び緊急対応体制を確保できること。

⑦ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

⑧ 南阿蘇村暴力団排除条例（平成２３年南阿蘇村条例第５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等、並びにこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと

⑨ 過去３年間以内に食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定による営業停止の処分を受けていない者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合は除く。

⑩ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して２年を経過していない者。

⑪ 学校給食法第９条第１項に基づく学校給食衛生管理基準に精通し、かつ学校給食に関する安全衛生管理について十分な能力を有しており、これまで安全衛生管理上の瑕疵による食中毒の発生など重大な事故を起こしていないこと。また、衛生教育、安全教育、調理技術等について業務従業員に対する研修体制を整備して定期的に実施しているとともに、従業員の健康管理が十分に行われていること。

⑫ 熊本県内に本社、支社、営業所又は事務所の何れかを有する事業者で、緊急時における十分なサポート体制が確実にとれる者であること。

４ スケジュール

公告から契約締結までのスケジュールは、下表のとおりとします。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除き、時間は午前９時から午後５時までとする。

内　容	期　日
実施要領等の公表	令和８年１１月２４日（火）
実施要領等に関する質問受付	令和８年１１月２４日（火）～令和８年１２月　２日（水）
質問に対する回答	令和８年１２月　３日（木）以降

参加表明書提出期限	令和８年１２月１８日（金）
企画提案書提出期限	令和９年　１月１５日（金）
書類審査	令和９年　１月１８日（月）
プレゼンテーション審査 （日程詳細は別途通知）	令和９年　１月２１日（木）
審査結果通知	令和９年　１月２５日（月）
優先交渉権者と協議	令和９年　１月下旬
契約締結	令和９年　２月上旬
業務委託開始に向けた準備	令和９年　２月～令和９年　３月
業務委託開始	令和９年　４月　１日～

５ 実施要領に関する質問及び回答

（１） 質問方法

実施要領に関する質問は、令和８年１２月２日（水）午後５時までに
質問書（様式第１号）に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。
送付先：電子メール　takafumi-yamamura@vill.minamiaso.lg.jp

（２）回答方法

質問に対する回答は、令和８年１２月３日（木）以降に南阿蘇村ホームページに掲載する。

６ プロポーザル参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、別紙様式第２「プロポーザル参加表明書」に、別紙１「プロポーザル参加に関する提出書類一覧表」に掲げる書類【(1)～(5)】を添えて、令和８年１２月１８日（金）午後５時までに南阿蘇村教育委員会学校教育係（学校給食担当）へ郵送（同日必着）又は直接持参すること。

提出先
〒８６９－１４０４
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽１７０５－１
南阿蘇村教育委員会 学校教育係　学校給食担当

７ 企画提案書等の提出

（１）提出書類

別紙１「プロポーザル参加に関する提出書類一覧表に掲げる【No３～No１４】の書類とする。（ただし、仕様によりファイルに綴じない書類を除く）

（２）提出期限　令和９年１月１５日（金）午後５時まで

（３）提 出 先　南阿蘇村教育委員会 学校教育係　学校給食担当

（４）提出方法　郵送（同日必着）又は直接持参すること。

（５）留意事項

・企画提案書作成様式は A4 版・縦置き・横書き・左綴じで作成し、下段にページ番号を付して下さい。既存書類等を添付する必要がある場合は、A3 版折り込みも可とします。

・添付書類を含め、A4 版フラットファイルに綴じて提出すること。
・提出書類（３）様式第 3 号及び（１４）様式第 14 号は、フラットファイルには綴じずに、別に提出すること。
・提出書類（１２）様式第 12 号、正本 1 部のみ提案者名を記名、押印して別に提出していただき、副本 12 部無記名のものをフラットファイルに綴じること。

８　選考審査

企画提案書を審査するにあたり、参加事業者によるプレゼンテーションを受け、ヒアリングを行うものとする。

（１） 内容

① 提案内容に関するプレゼンテーション
② 企画提案内容の補足説明
③ 企画提案書、プレゼンテーション及び補足説明に対する質疑応答

（２）日程、審査方法等

① 日時場所　令和９年１月２１日（木）予定
　　※開催日時、場所等の詳細については、別途通知する。
② 所要時間　３０分以内（質疑応答１０分程度を含む）
　　※PC の接続等準備時間を除く
③ 準 備 物　必要な機材（PC 等）は提案者が用意すること。
　　※プロジェクター及びスクリーンは本村で用意します。
④ 審査方法　提案者ごとに提案書に関する説明を行い、その後審査員による質疑を行う。
⑤ 説 明 者　出席者は４名以内とする。
⑥ 説明方法　提出した提案書で説明を行うことを基本とする。ただし、提案書を補完する資料として、提案者による他の給食センター等における取り組み状況などの紹介なども可とする。
⑦ そ の 他　提案者が１者となった場合にでもプレゼンテーション審査を行う。
　　また、審査結果に関する質問には回答しない。

（３）選考について

① 選考は、南阿蘇村学校給食センター調理・運搬等業務委託事業者選定委員会において提案書の審査及びヒアリングを行い、提案内容を公平公正に評価し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。
② 優先交渉権者
　選定委員会において選考された優先交渉権者は、南阿蘇村と業務委託の仕様及び価格を協議し、村の決定を受けることにより本業務委託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、村は次点交渉権者と協議を行うものとする。

（４）選考審査基準項目

優先交渉権者の選考審査にあたっては、以下の項目を審査基準として審査を行う。

① 学校給食に関する基本的な考え方

・教育の一環としての学校給食をよく理解し、食の面から教育に携わることの重要性を認識し、その目的達成のために努力していること。

・学校給食調理等業務を受託する上で、会社の運営方針や取組姿勢などが優れていること。

②　安全衛生管理に関する考え方

・「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生マニュアル（厚生労働省）」等に基づき、学校給食等集団給食実績を活かした改善・工夫を行い、給食調理業務を行っていること。

・安全衛生管理に対する知識・認識を有し、実施できる体制が確立されていること。

・従業員の健康管理（健康診断・検便等）が確実に実施されていること。

③　労働安全管理及び調理業務従事者等の採用及び配置に対する考え方

・調理従事者の採用及び配置については、南阿蘇村に居住する人材を優先的に採用するよう配慮すること。

・従業員の安全な業務環境に配慮していること。

・従業員の休暇取得及び急病やその他急な欠員等に対応できる交代要員の確保やシステムが確立されていること。

・従業員に対し、有給休暇の付与及び休暇取得に対する配慮がされていること。

・受注者側の指揮命令系統が確立され、発注者からの指示事項が的確に伝達される体制づくりがなされていること。

④　調理業務従事者の教育に関する考え方

・調理業務の安全衛生や調理技術向上に関する教育・研修体制が確立されていること。

・業務開始までの従業員の確保と研修・演習等に取り組む計画が確立されていること。

⑤　危機管理に対する考え方

・異物混入、食中毒等問題発生時の対応策及び危機管理体制が確立されていること。

・自然災害発生時の対応策及び本村への協力体制が確立されていること。

⑥　地域貢献に関する考え方

・南阿蘇村に居住する者の雇用に努めるなど、事業者として地域に貢献する姿勢が認められること。

⑦　事業の安定運営

・会社の経歴及び経営状況が良好であること。

・学校給食等集団給食調理等業務の実績があり、かつ良好に業務運営がされていること。

⑧　その他独自の取組み等

・学校給食を提供するにあたり、食育、衛生管理及び地産地消に取り組む上で効果があると思われる独自の取組み等行っていること。

⑨　提案見積額

・提案内容に対して、適正な見積額を提示していること。

９　審査結果の通知

審査結果は、参加事業者全員に文書により通知する。

１０　契約締結

（１）契約については、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、南阿蘇村と優先交渉権者との協議により決定する。

（２）契約金額については、（１）の協議により決定した業務委託仕様書に基づき、優先交渉権者と見積り合わせを実施のうえ決定する。

（３）優先交渉権者との協議が不調に終わった場合、次点交渉権者と協議する場合がある。

１１　失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

（１）提出期限を過ぎて提出した場合

（２）提出書類に虚偽記載があった場合

（３）委託上限額を超える提案を行った場合

（４）審査の公平性を害する行為があった場合

（５）その他本要項に違反した場合

１２　その他

（１）提案に要する費用は提案者の負担とする。

（２）提出書類は返却しない。

（３）提出後の書類の差替え及び修正は認めない。

（４）提出書類は情報公開請求の対象となる場合がある。

（５）参加者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属するが、採用された提案の使用権は、南阿蘇村に帰属するものとする。

（６）参加者は本プロポーザルの実施後、本実施要領等の内容の不明又は不知を理由として、異議を申し立てることはできない。

（７）本要項に定めのない事項は、南阿蘇村の判断による。

【問合せ先】
〒869-1404　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705-1
南阿蘇村教育委員会　学校教育係　学校給食担当(山村)
ＴＥＬ　０９６７－６７－１６０２
ＦＡＸ　０９６７－６７－２０９５
E-mail　takafumi-yamamura@vill.minamiaso.lg.jp

別紙１

プロポーザル参加に関する提出書類一覧表

・提出書類は、A4 版・縦置き・横書き・左綴じで作成し、様式ごとにインデックスを貼り、下段にページ番号を付してください。既存書類等を添付する必要がある場合は、A3 判折り込みも可とします。
・添付書類を含め、A4 判フラットファイルに綴じて提出してください。
・企画提案書に関する書類（４）～（１３）には、会社名及び会社名が特定されるようなマークや商品等の記載をしないでください。

●プロポーザル参加表明書に添付する提出書類

No	提出書類名	提出部数
１	様式第１号　質問書（質問がある場合）	
２	様式第２号　プロポーザル参加表明書	１部
(1)	定款、寄付行為、規約その他これに類する書類（写）	１部
(2)	登記事項証明書（全部事項証明）（写）	１部
(3)	納税証明書（国税・県税・市町村税）（写）	１部
(4)	事業者の経営状況を証明する書類（直近２ヶ年の財務諸表） 貸借対照表、損益計算書、財産目録、事業報告書	１部
(5)	事業の概要・給食又は大量調理の実績がわかるもの	１部

●企画提案書に関する提出書類

No	提出書類名	提出部数
３	様式第３号　企画提案書（鏡文）	１部
４	様式第４号　学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書	12 部
５	様式第５号　安全衛生管理に関する提案書	12 部
６	様式第６号　労働安全管理及び調理業務従事者の配置に関する提案書	12 部
７	様式第７号　調理業務従事者の教育に関する提案書	12 部
８	様式第８号　危機管理に関する提案書	12 部
９	様式第９号　地域貢献に関する提案書	12 部
１０	様式第 10 号　経営状況及び業務実績に関する提案書	12 部
１１	様式第 11 号　その他独自の取組み等に関する提案書	12 部
１２	様式第 12 号　提案見積書	正１部 副本 12 部
１３	様式第 13 号　提案見積に係る積算内訳書	12 部
１４	様式第 14 号　欠格事項確認書	１部

※提出書類（３）様式第３号及び（１４）様式第 14 号は、フラットファイルには綴じずに、別に提出すること。
※提出書類（１２）様式第 12 号、正本１部のみ提案者名を記名、押印して別に提出していただき、副本 12 部無記名のものをフラットファイルに綴じること。